

住民基本台帳法	参照情報	具体例
<p>(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付) 第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。</p> <p>一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者（中略）</p> <p>4 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。</p> <p>一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的（中略） 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</p> <p>5 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、第三十条の四第四第一項に規定する住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>7 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。</p> <p>8 市町村長は、前項の規定による申出を相当と認めるときは、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて、前項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。 ◀(裏面)</p>	<p>(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出手続及び申出につき明らかにしなければならない事項) 【省令】第十条 法第十二条の三第一項 又は第二項 の規定による住民票の写し等の交付の申出は、同条第四項 各号及び次項に掲げる事項を明らかにするため市町村長が相当と認める書類を提出してしなければならない。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、同条第四項第四号 の事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。</p> <p>【2008年あじさい回答】 本人等以外の者が自己の権利の行使や義務の履行のために住民票の写しの交付を申し出る場合に提示又は提出が求められる住民票の写しの利用の目的を証する書類については、通常、契約書の写し等で足りると考えられる。しかしながら、現実の債権債務関係をはじめとする権利・義務関係は、多様なケースが想定されるため、あらかじめ国の側で一律の基準を示すことは適当ではない。</p> <p>【2008年あじさい再回答】 昨年の法律改正を受けて、市町村の現場における事務処理の実態に照らし、住民票の交付が求められるケースが様々であり、一律には律しきれないことを踏まえ、平成20年4月28日総行市第102号通知「住民票の写し等の交付に関する質疑応答集について」において以下の記載をしているところ。 (問15) 住民票省令第10条第1項に規定する(法第12条の3) 第4項第4号の事項を証する書類」とは具体的に何か。 (答) 具体的な事案如何により様々であるが、契約書や法令による添付書類等を示す文書の写しなどがあてはまる。</p> <p>(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出手続及び申出につき明らかにしなければならない事項) 【省令】第十条 (第一項は上を参照) 2. 法第十二条の三第四項第六号 に規定する総務省令で定める事項は、同条第九項 の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合において、申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外の場所に送付することを求めるときは、その理由及び送付すべき場所とする。</p> <p>(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法) 第十一条、法第十二条の三五項 に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 法第十二条の三第一項 の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあっては、次に掲げる方法 イ 住民基本台帳カード等であって現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が相当と認める書類を提示する方法 ロ イの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が相当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に申出の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長がイに準ずるもの</p>	<p>・各項目につき、いずれか一つの書類で可としていただきたい。 ・以下の各書類は極力、原本ではなくコピーを認めていただきたい。 ・押印を要する場合は、印鑑種類につき、極力、幅広く認めていただきたい。(例、社印(角印)、代表者印、請求責任者の職印、同 個人印のいずれか一つで可とする。)</p> <div data-bbox="1771 499 1944 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>利用目的 疎明資料</p> </div> <p>申請書 申込書写(課支社控えを含む) 保険証券写等本人宛書類 異動変更用紙 契約照会画面の出力ハードコピー 前住所市区町村の住民票写の履歴 居所不明で返送された封筒 登記簿謄(抄)本</p> <div data-bbox="1771 879 1960 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>返送先確認</p> </div> <p>会社案内 名刺 防火責任者選任届出書 居所不明で返送された封筒 登記簿謄(抄)本 各種委託契約書 公共料金請求書</p> <div data-bbox="1771 1193 1944 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>本人確認</p> </div> <p>運転免許証 健康保険証 社員証 名刺 在籍証明書</p>

9 第一項又は第二項の申出をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

として適当と認める方法

二 [法第十二条の三第二項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあっては、前号イの書類又は[同条第三項](#) に規定する特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法

三 [法第十二条の三第一項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合において、[同条第九項](#)の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号口に掲げる方法のほか次に掲げる方法

イ 第一号イ又は口の書類の写しを送付し、現に申出の任に当たっている者の住所を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法（口に掲げる方法による場合を除く。）

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が当該法人の役職員又は構成員であるときは、第一号イ又は口の書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法

四 [法第十二条の三第二項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合において、[同条第九項](#)の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、同号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。

（本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出者の代理人等が権限を明らかにする方法）

[第十二条](#) [法第十二条の三第六項](#) に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、申出者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

一 現に申出の任に当たっている者が法定代理人の場合にあっては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に申出の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合にあっては、委任状を提出する方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法

職務権限

社員証
名刺
在籍証明書
委任状